

令和3年（行コ）第270号 未払賃金・損害賠償請求控訴事件

控訴人 田中 まさお

被控訴人 埼玉県

## 意見陳述書

2022（令和4）年5月26日

東京高等裁判所第17民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 江夏大樹

私は、今般提出した労働法学者毛塚勝利作成の意見書（甲104）に基づき、控訴人の主張と本訴訟の意義について意見陳述します。

### 1 労働時間規制が存在する理由

労働者は使用者との雇用契約に基づき、自らの時間を労働時間として使用者に提供しています。この労働時間は無制限に利用されていいものではなく、契約はもとより、法令によって制限を受けます。なぜなら、長時間労働の抑止は労働者の健康と安全の確保の上で重要であるばかりか、個人の家庭生活や社会生活の確保を通じ、私たちの住む社会をより良く形成することに資するからです。

私たちは業務外の生活時間を通じて、子どもらと食事し、時には読書し、友人と会話し、地域のボランティア活動に参加し、社会とのつながりを形成します。この貴重な生活時間を業務時間に捧げる人もいますが、そのような人ばかりでは社会は成り立たないのです。そして、長時間労働の解消なくして、日本が抱える男女格差、少子化、子どもの孤食、地域文化の消失といった社会問題は解決しないのです。

私たち一人一人の生活時間がみだりに奪われないことは、上記のとおり、社

会的にも重要な意義があることから、憲法25条に定めた生存権「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障することを意味します。

## 2 教育の長時間労働を抑止すべき法の存在

しかしながら、教員の長時間労働に歯止めがかかりません。

教員には、所定の労働時間が条例上1日7時間45分とされ、さらには労基法上1日8時間の規制に服し、時間外勤務は命じられず、時間外勤務が生じないよう勤務時間の割り振りによって調整するという規定が用意されています。しかし、これらの諸規定が長時間労働の歯止めとして全く機能していないのです。

被控訴人である埼玉県も、これらの規定が、教員の長時間労働の抑止には全く意味をなさないことは、本訴訟の自らの主張を通じて認めざるを得ないでしょう。

これらの諸規定はその内容が明確であるにもかかわらず、なぜ、長時間労働の歯止めとならないのか。それは行政、そして法の適正な解釈を行わなければならない裁判所までもが、使用者による明示的な指示がなければ、自主的な労働時間である、労働時間管理義務は存在しないなどといった誤った解釈を展開し、教員の長時間労働を容認しているからです。

そして誤った法の解釈の弊害が教育の貧困という形で社会に顕れています。

教員は自分の子どもと夕食を共にできない、過労によりうつ病を発症する、教員自身が次世代の子どもらに教員になることを薦めない、などという事態になっています。

## 3 教育の貧困に歯止めを

裁判官は教育の貧困について、如何なる考えをお持ちでしょうか。

教育とは人が人を育てるという営みです。社会が一人一人の「人」から構成されているのであれば、この社会において教育こそが最も重要な営みと言えるのではないのでしょうか。

例えば、ある野菜を育てるとき、育てる人が疲れ果て、面倒すら満足に見ることができない状況ではその野菜が実るのでしょうか。農業も教育も命を育むと

いう営みですが、その営みの中では、嵐が来れば駆けつけ、何か異常が見つければ都度対処を施す、ということが求められます。

裁判官は、この営みの重要性は決して否定しないと私は信じています。

しかし、教育という営みは先に述べたように限界をとっくに迎えています。

原告をはじめ、本日傍聴席にいる支援学生、教授、集まった傍聴者の多くは、この教育の惨状を変えなければならないとの思いから、私たちの生活時間をこの訴訟の支援に捧げています。私自身も弁護士である立場の他に、私の両親が小学校教員である境遇、そして自らの子どもを育てる保護者としてこの訴訟に参加しています。

私たちの本訴訟の運動の合言葉は「人間を育てる教員に、人間らしい働き方を」です。

裁判所には、教育の営みの重要性を正面から受け止め、本来長時間労働の歯止めとなるべき労基法32条をはじめとした諸規定の解釈・運用を正すことを強くお願いして、私の意見陳述を終わります。

以上